

〔博士論文概要〕

（ 1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程に関する研究 ）

令和 2 年度

平塚卓也

筑波大学大学院人間総合科学研究科体育科学専攻

本研究は、1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程を明らかにし、戦後改革期における体育行政の形成を考察することを目的とした。本研究では、当該過程を明らかにするために、歴史学の研究方法に加えて、政策形成過程に関連する理論を補助的に用い、分析の視角を設定した。まず、政策段階論を応用し、政策形成の段階に関する問題認識・課題設定の段階を、第 2 章（文部省設置法案の立案背景）とし、政策立案・政策決定の段階を、第 3 章（文部省設置法案の立案過程における体育局に関する議論の経緯）及び第 4 章（文部省体育局廃止の政策形成過程における体育行政に関する議論）として論文を構成した。

また、政策過程を分析する視点として、3 つの「I」、すなわち、「利益 (Interest)」、「制度 (Institution)」、「アイディア (Idea)」を参考にした。利益の視点では、政策過程において、各アクターは自己の利益を最大化するための行動をとるものとされる。制度の視点では、制度がアクターの行動を制約し、それが政策形成に影響を及ぼすとされる。アイディアの視点では、アイディアがアクターの認識枠組みを形成し、アクターの行動を規定するとされる。さらに、これら 3 つの視点は、個別に存在するのではなく、それぞれが相互に関係し、補完し合う関係にあることから、その補完関係も考察の視点となる。以上を踏まえて、1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程を分析した。

第 1 章では、日本における体育・スポーツ行政に関する歴史的変化について、行政組織を中心に明らかにした。第 1 節では、戦前・戦中の体育・スポーツ行政について、第 2 節では、敗戦後から 1949 年の文部省体育局廃止までについて、第 3 節では、1949 年の体育局廃止以後の体育・スポーツ行政について明らかにした。また、これらの体育・スポーツ行政に関する歴史的変化について、行政における体育・スポーツの所管、体育・スポーツに関する行政組織の改組、体育・スポーツに関する所掌事務、法令における体育・スポーツの規定等の視点からその変化を考察し、本研究の主たる対象である戦後改革期が、日本の体育・スポーツ行政の歴史的変化においてどのように位置づくのかを考察した。

第 2 章では、主に文部省機構改革が政策課題として設定される段階を対象にして、文部省設置法案の立案背景を文部省体育局廃止に関するところを中心に明らかにした。第 1 節では、中央教育行政機構に関する改革について、第 2 節では、行政改革について、第 3 節で

は、体育・スポーツ行政に関する改革について検討した。これらの検討にあたっては、それぞれの改革について、どのようなアクターが政策形成に関与したのか、アクターがどのような問題・課題を認識していたのか、アクターがどのような政策案を提示したのか。さらには、それらが文部省機構改革や文部省体育局廃止に関する議論にどのような影響を与えたのかを考察の視点とした。

第 3 章では、文部省設置法案の立案過程における体育局に関する議論の経緯を明らかにした。具体的には、1948 年 5 月 14 日の文教省設置法案の閣議提出（第 1 節）、1948 年 11 月 2 日の文部省設置法案の作成（第 2 節）、1949 年 4 月 15 日の文部省設置法案の国会提出（第 3 節）を画期として設定した。これらの過程の検討に際しては、どのようなアクターが政策形成に関与したのか、それらアクターはどのレベルの政策決定にどの程度、関与することができたのか、アクター間でどのような対立、調整、協働があったのか、体育局に関する議論は、他の諸改革の結果によってどのように制約されたのか、アクターは、どのような政策案を提示したのか、或いは、アクターにはどのような選択肢があったのか等を考察の視点とした。

第 4 章では、文部省体育局廃止の政策形成過程における体育行政に関する議論を分析した。具体的には、文部省設置法案の立案過程における文部省体育局の体育行政に関する議論（第 1 節）及び文部省設置法案の国会審議過程における体育局に関する議論を分析した（第 2 節）。これらの検討に際しては、アクターがどのような問題・課題を認識していたのか、アクターがどのような政策案を提示したのか等を考察の視点とした。

以上を踏まえて、結章では、1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程を当該過程における体育局廃止に関する政策決定（第 1 節）及び体育行政に関する政策形成（第 2 節）並びに 1949 年の文部省体育局廃止の歴史的意味（第 3 節）としてまとめ、第 4 節において、本研究の成果及び今後の課題について論述した。

第 1 に、1949 年の文部省体育局廃止の歴史的過程における体育局廃止に関する政策決定を以下のようにまとめた。行政改革において、行政の簡素化という方針が示されたことにより、文部省の内部部局数は、1 官房 7 局から 1 官房 5 局に削減することとされ、その制約のもとで、文部省の組織編成や体育局に関する議論が展開された。文部省の組織編成については、教育の内容別及び教育の対象機関別を併用した組織編成を支持する文部省と、教育の対象機関別に基づく組織編成を支持する CIE の間において政策アイデアを巡る意見対立が生じていた。

また、上記のような政策アイデアの相違は、体育局の存廃を巡る議論にも影響を与えており、CIE は、その組織編成論の立場から 1948 年 2 月時点で体育局不要論を示した。一方で、文部省は、その組織編成論の立場から体育局存続の意向を示した。このように、文部省と CIE 間に意見対立が生じていたが、最終的には、CIE の支持する教育の対象機関別に基づく組織編成が採用されたことによって、内容別の組織である体育局は廃止されることになった。これは、間接統治下における権力関係による帰結といえるが、文部省は、体育局

廃止へと簡単に舵を切ったわけではなかった。文部省体育局は、自局の必要性を一貫して主張し、また、文部省内にはそれが支持される基盤があった。体育局廃止による体育関係事務の厚生省への移管に対する懸念や、当時の森戸文部大臣が三育主義の観点から体育を重要視していたこと、保健体育関係者・団体が体育局存続を求めていることが、体育局が自局の存続を主張する後ろ盾となっていた。

第2に、1949年の文部省体育局廃止の歴史的過程における体育行政に関する政策の形成を以下のようにまとめた。文部省とCIEの会談において、CIEは、組織編成論の観点から体育局廃止を求めたが、体育行政の重要性やその事務内容等を否定することはなかった。他方で、文部省体育局は、広義の体育概念を基盤とし、保健衛生、体育運動及び学徒の生活環境の事務内容からなる総合的な体育行政の実施を企図していた。CIEは、体育行政の必要性を認識するものの、その具体案は提示しなかったため、体育局によって主張された体育行政論は、体育局廃止後も生き残っていく余地があった。ここに当該過程における文部省体育局による体育行政論の形成を認識することができる。

また、文部省体育局が廃止されることによって、体育局の所掌事務中、社会体育は社会教育局に、学校体育及び学校保健は初等中等教育局に、大学体育は大学学術局、学校給食は管理局に分散したが、それらの所管は文部省内部には留まり、戦前・戦時のように文部省と他省庁に分散することは回避された。さらに、この所掌事務の分散に関連して、それら事務に関する連絡調整が課題となり、保健体育審議会の設置に関する予備的な会議が設定され、議論がなされた。その予備的な会議には、東ら体育局関係者をはじめ、日本体育協会、日本体育指導者連盟、日本レクリエーション協会等の保健体育関係者・団体も参画していた。つまり、体育局廃止の歴史的過程は、一面では、体育行政を主管する行政組織の廃止であるが、他面では、体育行政に関する重要な審議機関が設置されるという制度形成の過程であった。

第3に、1949年の文部省体育局廃止の歴史的意味を以下のようにまとめた。まず、既述の通り、体育局は廃止されたが、保健体育関係事務は文部省内に残留し、体育行政に関する文部省一省体制が存続した。このことが1958年の体育局再設置に向けての布石となったと解することができる。つぎに、体育局の体育行政論が、体育局廃止後も生き残る余地があったことも重要である。即ち、体育局廃止の歴史的過程において、戦後日本の体育行政に関する政策が形成されていたと考えることができる。さらに、体育局や保健体育関係者・団体が、保健体育審議会の設置に関する議論に参画していたことも重要である。この保健体育審議会は、1950年代に建議・要望を出し、体育行政機構の拡充、体育局再設置を繰り返し、主張してきた。体育局廃止の歴史的過程における総合的な体育行政という政策が、その後の保健体育審議会の建議及び要望並びに1958年の体育局再設置に至る理論的な基礎となったという見通しが成り立ち得る。

以上より、本研究の成果を以下のように考える。本研究は、1949年の文部省体育局廃止について、「廃止」という言葉の性質上もたれてきた消失的なイメージを払拭し、存続した側面を照らし出し、新たな歴史的な評価を与えることができたと考える。また、本研究が、

利益、制度、アイデアという観点を用いたことによって、当該過程における文部省体育局の体育行政論が戦後日本の体育行政の形成に与えた影響を考察することができた。そして、体育科学の対象とする「体育」の概念や定義が、普遍的なものではなく、可変的なものであり、その時々においてその概念や定義が、研究者、行政、社会等によって構築されてきたものであることに鑑みれば、当時の行政における体育に関する認識を実証的に明らかにしたことは、戦後日本の「体育」がどのように構築されてきたのかを究明することに寄与すると考える。その意味で、本研究は、体育科学の発展に資するものであったと考える。